

「部落差別の解消の推進に関する法律」 をご存じですか？

部落差別とは

特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚に反対されたり、就職で不当な扱いを受けたり、インターネット上に心ない誹謗中傷が書き込まれたりするなどの差別を受け、人権が侵害されるという問題があります。これを部落差別といいます。

部落差別は、長年の努力にも関わらずいまなお存在し、情報化の進展で新たな差別も生まれています。こうしたなか、あらたに「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。

この法律は、部落差別が許されないものであり、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしているものです。

法律の内容

基本理念

部落差別の解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

国の責務

基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体の施策推進に必要な情報の提供、指導・助言を行う。
具体的施策として

- 1 相談体制の充実を図る。
- 2 教育及び啓発を行う。
- 3 地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う。

県市の責務

基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、県市が相互に連携を図りながら、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める。
具体的施策として

- 1 地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努める。
- 2 地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。

金沢市の取り組み

同和問題の解決のためには、一人ひとりが正しい認識を持ち、お互いの考えや立場を尊重して差別意識を完全になくしていかなくてはなりません。このため金沢市では、次のような取組を行います。

啓発活動

- (1) 新聞広報による啓発
- (2) 講演会等の開催
人権講演会、セミナー等で差別意識の解消を図ります。
- (3) 出前講座の実施



相談体制の充実

金沢地方法務局や金沢人権擁護委員協議会と連携した相談体制のなかで、部落差別により人権侵害を受けた市民の相談に応じます。

教育の充実

市立の小中学校等の教育機関及び社会教育における人権教育のなかで、部落差別を解消するために必要な教育に努めます。



金沢市では、法律の趣旨を踏まえ、部落差別解消のため、国や県と連携しながら引き続き積極的に取り組んでまいります。私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、差別や偏見のない豊かで明るい社会を築きましょう。

同和問題・部落差別に関する相談は

人権相談ダイヤル

みんなの人権 110 番 0570-003-110
インターネット相談窓口 <https://www.jinken.go.jp>



金沢市の人権相談

同和問題・部落差別をはじめとした人権に関する相談に人権擁護委員が応じます。

■市役所市民相談窓口

毎月第1金曜日 13:00から15:00(第1金曜日が閉庁日の場合、第2金曜日)

■地区公民館

巡回日程・場所は新聞広報掲載

相談内容

人権擁護委員をはじめとした相談員が、公平な立場から助言します。

問題解決に役立つ各種制度や、国等の相談機関を紹介します。

【お問い合わせ】

金沢市市民局ダイバーシティ人権政策課
TEL.076-220-2095 FAX.076-260-1178
E-mail jinken@city.kanazawa.lg.jp